

並びにエッソ石油株式会社の元従業員によって組織された申立外スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」という）の下部組織で、大阪支店の従業員によって組織されている。

また、支部組合員は、本件審問終結時執行委員長 A 1、執行副委員長 A 2、執行副委員長 A 3 及び書記長 A 4 の 4 名である（以下それぞれ「A 1」、「A 2」、「A 3」及び「A 4」といい、この 4 名を総称して「A 1 ら 4 名」という）。

2 大阪支店統廃合に関する労使協議について

- (1) 昭和61年1月29日、支部と会社の間で、旧大阪支店の統廃合（以下「大阪支店統廃合」という）に関して団交が開催され、支部は、大阪支店統廃合計画の内容を明らかにするよう要求した。これに対し、会社は、内容の説明については後日行う旨回答した。
- (2) 昭和61年2月4日、支部と会社の間で2回目の団交が開催された。会社は、大阪支店統廃合については協議事項でないと前置きした上で、「①3月1日付で大阪支店統廃合を行う。②支店代表はB1となる。③大阪第一支店の総務、大阪第二支店の総務及び総務部大阪事務所は一つの課になる。④大阪支店統廃合に伴う人事異動については、職制から通知する」旨述べた。支部は、会社の説明に対し、「今回の大阪支店統廃合は支部三役の異動を伴うものであり、組合員の労働条件に重大な影響を与えるので、支部との協議事項である。具体的な内容を明らかにせよ」と述べた。これに対し会社は、「大阪支店統廃合は経営権の問題であり、協議事項ではない。具体的な内容は、職制から説明する」旨述べた。
- (3) 昭和61年2月5日、会社は、A1ら4名の所属する各職場において、大阪支店統廃合に伴う各従業員の配置転換（以下「配転」という）予定先及び職務内容について、職制から説明を行った。
- (4) 昭和61年2月21日及び25日、支部と会社の間で、大阪支店統廃合についての団交が開催され、会社は、大阪支店統廃合による組合員の配転先及び事務所のレイアウト等について説明したが、支部は、大阪支店統廃合そのものが労働条件の変更であるとして、会社の説明に納得しなかった。

なお、昭和62年4月4日、組合は、大阪支店統廃合に関する問題につき、会社が、団交を拒否しているとして、当委員会に不当労働行為の救済申立て（昭和62年（不）第32号エッソ石油・モービル石油事件）を行い、同事件は本件審問終結時当委員会に係属中である。

- (5) 昭和61年3月1日、大阪支店統廃合が実施され、A3及びA1は総務部大阪事務所から大阪支店リーセール部門総務課（以下「総務課」という）へ、A2は大阪第二支店総務課から大阪支店工業用製品販売部門工業用潤滑油第一課（以下「工業用潤滑油第一課」という）へ、A4は大阪第二支店総務課から大阪支店工業用製品販売部門工業用潤滑油第二課（以下「工業用潤滑油第二課」という）へ、それぞれ配転された。

3 大阪支店統廃合後における労使関係について

- (1) 昭和61年3月1日、大阪支店統廃合に伴い、大阪支店に、支店長代理としてB2（以下「B2支店長代理」という）が就任し、人事総務担当として支部の窓口となった。
- (2) 支部と会社は、配転が事前協議事項であるか否かをめぐって対立していたが、会社は、昭和61年3月3日、団交の打切りを宣言し、新しい部署で業務に就くよう業務命令を発した。これに対し、A1ら4名は、組合指令による暫定就労としてこの命令に従ったところ、A4は上司の工業用潤滑油第二課課長B3（以下「B3課長」という）から、A2は上司の工業用潤滑油第一課課長B4（以下「B4課長」という）から、それぞれ、従来、課長が記入していた出勤記録表に、自ら記入するよう指示された。

なお、A1ら4名以外の従業員は、従来から、出勤記録表については自分で記入していた。

- (3) 昭和61年3月6日及び7日、会社は従業員に対し、従業員個人の能力・志望部署等についての自己申告書を提出するよう命じた。これに対し、同月10日及び12日、支部は、事務折衝において、会社に対し、「支部との協議を拒否して大阪支店統廃合を実施し、納得できないうちに支部三役の配転を強行した会社に、自己申請書を提出しろと強要されるいわれはない」旨述べ、支部と自己申告書について協議するよう申し入れたが、会社は「自己申告書の提出は会社の人事管理上の方針であり、協議事項ではない」としてこれを拒否した。
- (4) A1ら4名は組合の主張等を書いたゼッケンを着けたまま就労していたが、昭和61年8月7日、会社は、これをとるよう命じた。以後、会社は、たびたび同じ命令を発した。A1ら4名は、これに従わず、ゼッケンを付けたまま就労を続けたが、その後、63年3月25日からは、組合指令により、ゼッケンを腕章に切り替えた。
- (5) 昭和61年10月29日、会社は、支部に対し、日本語ワードプロセッサ（以下「ワープロ」という）の導入についての団交を申し入れた。ワープロ導入に伴う訓練の開始日である同年11月18日に第1回団交が開催されてから、61年1月16日までに4回の団交及び20回の事務折衝が行われた。

その中で、会社は、ワープロの導入は経営の効率化のためであり、具体的なことは職制から説明する旨述べた。支部は、組合員個々についてのワープロ導入に伴う訓練の具体的な内容の説明を求め、引き続き団交を申し入れたが、会社はこれに応じなかった。

なお、会社は、61年12月18日にA2に対して、62年2月24日にA3に対して、同月26日にA4に対して、同年7月10日にはA1に対して、ワープロ操作の訓練への出席命令をそれぞれ行った。

- (6) 昭和62年1月22日、会社は従業員に対し、「文房具、事務用品の管理を

適正化するため、またタイプ作業依頼量の実態を把握するため、1月26日から、その請求及び作業依頼手続きを変更する」旨を文書（以下「1月22日付け文書」という）で通知した。これに対し支部は、会社に団交を申し入れたが、会社はこれに応じず、A1ら4名に「1月22日付け文書」に従うよう命じた。これに対し支部は、付加業務の強要であり労働条件の変更である旨述べ、会社に団交を申し入れたが、会社は団交事項ではないとしてこれを拒否した。A1ら4名は、同月28日以後、組合指令を受け、異議をとどめながら、「1月22日付け文書」に従うようになった。

- (7) 昭和62年4月30日、総務課課長B5（以下「B5課長」という）はA1及びA3に対し、従来は課長が記入していた出勤記録表について、スト欄も含め、自分で記入するよう命じた。同日の事務折衝で、支部は、以前は会社が記入していた旨抗議し、撤回を求めたが、会社はこれを拒否した。両名は、組合指令を受け、スト欄の記入を行った。
- (8) 昭和63年6月15日の就業時間中、組合事務所にいたA1、A2及びA4の3名に、B2支店長代理が、就業時間中の組合活動はやめるよう注意したところ、支部は、組合活動に対する支配介入であると抗議した。同月22日、会社は、この3名に、「服務規律違反行為について」と題し、同月15日の行動に関し、注意を与える内容の文書を手渡した。
- (9) 昭和63年7月7日、B2支店長代理及びB3課長は、A4が就業時間中に、事務折衝の内容について電話で話していたのに対し、就業時間中の組合活動はやめるよう注意したところ、A2が、組合活動を妨害するなど抗議したため、B2支店長代理及びB3課長とA2の間で口論となった。支部はこの件について、事務折衝を申し入れたが、会社は拒否した。
- (10) 昭和63年7月18日、会社は、前記(9)記載の件について、A4及びA2に、「重ねて服務規律違反行為について」と題し、同月7日の就業時間中の組合活動について注意を与える内容の文書を手渡した。支部は、この件について事務折衝の開催を申し入れた。翌日、支部は、事務折衝で、就業時間中の組合活動に対する注意が差別的・選別的・不当監視であり、組合活動に対する介入である旨の抗議を行うとともに文書の撤回を要求したが、会社は、就業時間中の組合活動は認めていないとしてこれを拒否した。

4 大阪支店統廃合後におけるA1の業務について

(1) モービルクラブに関する業務について

ア 大阪支店には、モービルクラブと称する親睦会（この中に、野球部、卓球部、手芸部等の活動クラブがある。以下「モービルクラブ」という）があり、大阪支店統廃合以前は、総務部大阪事務所において、A1が、モービルクラブに関する業務として、役員会の案内文書の発行及び役員会への出席、各活動クラブの予算書及び決算書の管理並びに

行事の案内文書の発行及び参加申込みの受付を行っていた。

- イ 昭和61年3月27日、課内会議の席上、B5課長及び総務課課長B6（以下「B6課長」という）はA1に対し、職務明細書に手書きでモービルクラブと記入されていたのを示し、「モービルクラブの事務局からはずれません」と述べた。A1は、これを聞いて、自分でモービルクラブの文字を抹消した。
- ウ 昭和62年1月28日、モービルクラブ委員長（当時は技術課課長がその役にあつた）は、「昭和62年度モービルクラブ役員改選」の公示を行った。同公示には「投票箱をA1の席に設置」、「昭和61年度の各活動クラブの活動報告と本年度予算、活動計画書を2月6日までに事務局（A1）に提出」との内容が記載されていた。これらのモービルクラブに関する業務についてA1は、以前と同様に行った。
- エ 昭和62年2月18日、モービルクラブの役員会が開催され、前日、開催通知を見ていたA1は、これに出席した。また、役員会は同年3月2日にも開催され、A1は、これを知っていたが、他用により欠席した。
- オ 昭和62年11月2日、支部は、事務折衝で、同日付けモービルクラブ発行の「みかん狩りの案内」の参加申込みのあて先がA1になっていることについて、「①何故会社は、モービルクラブの事務局からA1をはずしたにもかかわらず、A1の業務というのか、②この件については組合と協議し、合意するまでみかん狩りの案内の配付を中止せよ」と、会社に申し入れた。これに対し、会社は「①モービルクラブの業務が全く無くなるとは言っていない。②協議事項ではない」と回答した。
- カ 昭和62年11月6日、支部は、事務折衝で、前記オ記載のA1のモービルクラブ業務の件で団交を申入れるとともに、「会社が、みかん狩りの参加申込みの受付業務をA1に命じた」と抗議し、撤回を求めたが、会社は拒否した。
- キ 昭和62年11月12日、支部は、事務折衝の場で、「抗議及び団交要求書」を提出し、A1へのモービルクラブ業務の指示について団交を申し入れたが、会社はこれを拒否した。
- ク 昭和62年11月13日、支部は、事務折衝で、会社に対し、会社のA1に対するみかん狩りに関する業務命令について、何をいつまでにしろというのか等につき説明を求めた、これに対し会社は、「11月13日までにみかん狩りの出欠表を集めると案内にも書いてある。交渉事項はないので団交はしない」旨答えた。
- ケ 昭和62年11月16日、支部は、事務折衝で、会社に対し、A1に対するみかん狩りに関する業務命令の撤回と、モービルクラブの事務局業務を議題とする団交を申し入れたが、会社はこれを拒否した。
- コ 昭和63年1月28日から同年2月2日にかけて、支部は会社に対し、

モービルクラブ発行の同年1月28日付け文書に「昭和63年度モービルクラブ役員選挙の投票箱をA1の席に設置。各活動クラブの活動報告書を事務局（A1）に提出」との内容が記載されていることで、説明を求めるため、数回、事務折衝を申し入れた。同年2月3日、事務折衝が開催され、支部は、会社が同年1月28日から2月2日の間の事務折衝申入れを拒否したとして会社に抗議したが、会社は、支部の挙げる議題について、「協議事項ではない。過去に会社見解を表明している」旨述べた。

サ 昭和63年2月8日、支部は、モービルクラブ業務に関する団交開催の件で、事務折衝を申し入れたが、会社はこれを拒否した。

シ 昭和63年2月24日、支部は、事務折衝で、会社に対し、同月22日付けの文書に「モービルクラブの各活動クラブ活動報告書を事務局・A1まで提出せよ」と記載されたことについて団交を申し入れた。B2支店長代理は、「61年3月3日の会議（以下「3月3日会議」という）で、モービルクラブ全体の仕事をを行わなくてもいいとは言っていない」として、これを拒否した。

ス 昭和63年2月25日、支部は、事務折衝で、会社に対し、前日の事務折衝での会社回答について、「3月3日会議では、A1の業務について会社はなにも言っていない。また、同月27日の会議（以下「3月27日会議」という）で、B6課長がA1の業務について説明した中で、モービルクラブの事務局からA1は外れると発言した」旨述べ、説明を求めた。これに対し会社は、「調べてから返事をする。上司が部下に必要な業務をするよう指示するのは当然のことである」旨答えた。

セ 昭和63年3月1日、支部は会社に対し、モービルクラブ業務に関する事務折衝を申し入れたところ、会社は、同日はこれを拒否したが、翌日、開催に応じた。支部は、同年2月25日の事務折衝で会社が約した調査の結果を求めた。会社は、「B2支店長代理は、3月3日会議には出席していなかった。3月27日会議の際、B6課長は、A1をモービルクラブの仕事から全くはずすとは言っていない。本件は協議事項ではない」旨回答した。

ソ 昭和63年3月18日、支部は会社に対し、モービルクラブ業務に関する事務折衝を申し入れたところ、会社は、「過去に本件では協議しないと答えた」旨述べて拒否したが、同月22日に、会社は事務折衝の開催に応じた。席上、会社は支部に対し、本件は協議事項ではないとして、団交を拒否した。その後、支部は、引き続き本件に関する団交を申し入れ続けた。

タ 平成元年1月12日、支部は、モービルクラブ発行の、平成元年度モービルクラブ役員改選の文書中、「A1の机の上の投票箱に投票」旨の記載について、「業務変更であるので組合と協議せよ」として、会社に事務折衝を申し入れた。これに対し、会社は「去年も話したとお

り、これ以上はしない」旨述べ、事務折衝を拒否した。

チ 平成元年1月13日、B6課長はA1に対し、モバイルクラブの役員改選の投票箱をA1の机の上に設置するよう命じた。これに対しA1は「支部を通してください」旨述べたが、B6課長は「やらないならやらないと言ってよ。考えがあるから」と述べた。

ツ 平成元年1月17日、事務折衝が開催され、席上、支部は会社に対し、前記チ記載の業務命令が不当であるとして説明を求めた。これに対し、会社は「過去に十分答えているので、これ以上、事務折衝の場で論議しない」旨回答した。

テ 平成元年1月18日、支部は、事務折衝を申し入れたが、会社が拒否したので、A1は組合の指示を受けた上で、前記チ記載の業務命令に従った。

ト 平成元年1月20日、事務折衝が開催された。支部は、A1に対するモバイルクラブ業務に関する事務折衝を拒否しているとして抗議するとともに、団交を申し入れたが、会社は「過去何度も事務折衝を行っていることから、事務折衝拒否の事実はない。抗議及び団交要求書は受け取るが協議事項ではないので、団交はしない」旨述べた。

(2) 日常的業務に係る業務命令について

ア 昭和61年9月2日、B5課長は、A1に対し、電話の応接の時には、「モバイルアルキーのモバイルです」とあいさつするよう命じた。支部は労働条件の変更であり、A1への攻撃である旨抗議した。会社は、事務折衝で、「何ら労働過重を強いているわけではなく、労働条件の変更にはあたらない」と述べた。

イ 昭和61年9月26日、B5課長は、A1に対し、社内誌「ザ・マガジン」に掲載するため、支店の所在する地域の紹介記事を書くよう命じた。支部は、付加業務は全て労働条件の変更である旨抗議した。会社は、事務折衝で、労働過重を強いるようなものではなく、労働条件の変更にはあたらないと主張した。A1は、記事を書かなかった。

ウ 昭和61年9月30日、B5課長は、自席を離れてセールス担当の従業員と話をしているA1に、「A1さん電話が鳴っている。取ってよ」と電話の応接を命じた。このとき、総務課員はA1しかいなかった。これに対し、支部が、A1に対する選別的業務命令である旨抗議したところ、会社は、事務折衝で、選別的業務命令ではないと述べた。

エ 昭和61年12月8日、B5課長は、出張用の切符を購入している阪急交通社に年末の挨拶に行くと申し出たA1に対し、「業務が忙しいので、行かなくてもよい」と述べた。

同月初旬、B5課長は、会社のクリスマスパーティーのプログラム製作材料購入のため、外出を申し出たA1に、「自分でやるので行かなくていい」と述べた。

同月中旬、B5課長は、大阪支店給湯室の消耗品を購入するため外

出すると申し出たA 1に、行かなくていい旨述べ、後日、アルバイト従業員に行かせた。これらに対し、同月29日、事務折衝で、支部は、一方的な業務の取り上げであるとして団交の開催を求めたが、会社は、協議事項ではないとしてこれを拒否した。

オ 昭和62年1月19日、B 5課長は、A 1に対し、会社が社宅として借り上げている住宅の家賃改訂に関する書類を、家主あてに郵送するよう命じた。

支部は、事務折衝において会社に対し、新規業務の押付けで、労働条件の変更であると抗議したが、会社は、労働条件の変更ではないと述べた。

カ 昭和62年1月28日、B 5課長は、借上社宅に関する税務事務で、池田市にある豊能税務署に出かけると申し出たA 1に対し、「他の者に行かせるので行く必要はない」旨述べた。翌日、支部は会社に対し、「業務変更及び一方的な業務の取り上げである」として団交の開催を要求したが、会社はこれを拒否した。

また同月28日、B 5課長は、A 1に対し、豊能税務署に税務関係書類を郵送するよう命じた。これについても、支部は、団交の開催を求めたが、会社はこれを拒否した。同月30日、A 1は、組合指令により前記書類を郵送した。

キ 昭和62年3月、A 1は、同月3日から5日にかけて病気で休んだことについて、特別休暇（以下「特休」という）を申請をしたところ、B 5課長は、医師の診断書を添付しないと特休扱いにできない旨述べた。このことについて、同月9日、支部は会社に対し、従来3日間の病欠は、診断書を出さなくても特休扱いであったとして団交を申し入れたが、会社はそのような労使慣行はないとしてこれを拒否した。同年4月6日、A 1は組合指令により診断書を会社に提出した。

ク 昭和62年6月17日、B 5課長は、A 1に対し、電話の応接の時には、「モービルハイのモービルです」とあいさつするよう命じた。同月18日、支部は会社に対し、事務折衝において労働条件の変更であると抗議し、説明を求めたが、会社は、純然たる業務なので、支部と協議するものではない旨述べた。

ケ 昭和62年7月1日、B 5課長は、A 1に対し、借上社宅に関する文書を家主へ郵送するよう命じた。これに対し、支部は、事務折衝を申し入れたが、会社は、支部と協議するものではないとして拒否した。A 1が、組合指令を受け、それに従って、家主への郵送業務にすぐ取り掛かると申し出たところ、B 5課長は、その必要はない旨述べた。

コ 昭和62年12月29日、会社は、A 1に、63年から、大阪支店の従業員の出張旅費精算業務を行うよう命ずることに伴い、同人が担当していた借上社宅の家賃支払業務を減らすと述べた。A 1は、以前から総務課員のみ出張旅費精算業務を行っていた。支部は、会社に対し、業

務量増加で労働条件の強化であるとともに、労働条件の変更であるとしてこれに抗議し、団交を申し入れたが、会社は就業時間中に十分こなせるものであり労働条件には影響がないとして、団交を拒否した。

なお、A 1 は、63年2月10日から、組合指令によりこの業務命令に従った。

5 大阪支店統廃合後におけるA 3の業務について

昭和62年3月7日、会社はA 3に対し、前記3(6)記載の、同年1月26日からの庶務手続きの変更に伴う集計業務を行い、和文タイプで集計表を作成するよう命じた。支部は、労働量が増加するので、労働条件の変更にあたるとして抗議したが、会社は、事務折衝で、1月26日からの庶務手続きの変更については説明しており、労働条件の変更といったことではない旨述べた。同月24日、A 3は組合指令により、集計業務を行った。

6 大阪支店統廃合後におけるA 4の業務について

(1) 昭和61年8月29日、B 3課長は、A 4に対し、同年10月21日に静岡県伊東市にある会社研修所で行う営業事務についての研修（以下「伊東研修」という）に出席するよう命じた。A 4は、同日は、午前中にストを行い、午後から有給休暇を取得するつもりであるとして、これを拒否した。B 3課長は、午後6時からの懇親パーティーだけでも出席したらどうかと勧めたが、A 4は拒否した。

(2) 昭和61年10月20日、B 3課長は、伊東研修に参加するよう再度命じたが、A 4は、これを拒否した。同月30日、支部は、伊東研修への出席に関しては、同年8月29日に出席しないと意思表示を行い、B 3課長もそれを了解していたにもかかわらず、なぜ業務強要するのか、スト妨害、有給休暇取得妨害であって支配介入である旨抗議するとともに、謝罪を要求した。会社は、スト妨害等の支配介入はないと述べ、謝罪等は行わなかった。

(3) 昭和62年2月26日、直接の上司ではない工業用製品販売部門業務課課長B 7（以下「B 7課長」という）が、A 4に対し、書類棚を整理するよう命じた。またB 3課長は、A 4の担当する受注関連業務の品目に、新製品のストレッチフィルムを加える旨説明した。

(4) 昭和62年3月2日、支部は会社に対し、A 4のストレッチフィルム受注関連業務の追加は、労働条件の変更であると抗議した。自席にもどってメモをとっていたA 4に対し、B 3課長が、そのメモを提出するよう命じた。このことについて、支部は団交を申し入れたが、会社はこれを拒否した。

(5) 昭和62年3月25日、B 3課長は、A 4に対し、ストレッチフィルムの価格変更通知書を発送すること及びそのコピーをとってファイルすることを命じた。支部は、事務折衝で、新規事業であるので労働強化につながるとして抗議したが、会社は、労働条件の変更ではないので団交事項ではない旨述べた。なお、A 4は、同年7月1日から、組合指令により

- ストレッチフィルムの受注関連業務を行った。
- (6) 会社には、全国ネットで商品の在庫管理・配送・受注を集中管理するコンピュータのシステム（以下「A I M」という）があり、3か月に一度、パスワードの変更を行っていた。
- 昭和62年6月29日、B7課長は、A4に対し、定例のパスワードの変更を命じた。翌日、支部は会社に対し、A I Mについて変更することがあれば、事前に説明することが労使の確認事項になっているとして、パスワード変更の件で団交を申し入れたが、会社は、労働条件の変更にはあたらないとして、これを拒否した。A4は、パスワードの変更を行わなかった。
- (7) 昭和62年8月11日、B3課長は、A4に対し、工業用潤滑油第一課のC1（以下「C1社員」という）の作成した価格変更通知書を、本社へ送付するよう命じた。これに対し、支部は、業務量の増加による労働条件の変更であるとして抗議するとともに、団交の開催を求めた。会社は、事務折衝において、C1社員が工業用潤滑油第一課から工業用潤滑油第二課へ異動することに伴うものであり、労働条件の変更ではないなどと述べ、団交の開催を拒否した。同月19日、A4は、組合指令により上記業務を行った。
- (8) 昭和62年10月5日、B3課長は、A4に対し、C1社員が担当する業務に係る受注関連業務を処理するよう命じた。同日、この件に関して、支部は会社に対し、団交の開催を要求したが、労働条件の変更はないとして、会社はこれを拒否した。同日、A4は、組合指令により、この受注関連業務を行った。
- (9) 昭和63年3月14日、前記(6)記載と同様に、B7課長は、A4に対し、大阪近隣の油槽所と大阪支店を結ぶコンピュータのシステム（以下「C O S」という）のパスワードの変更を行うよう命じた。A4は拒否したが、同月24日、組合指令によりこの業務を行った。
- (10) 昭和63年5月9日、支部は会社に対し、工業用潤滑油第二課のC2（以下「C2社員」という）の営業担当区域の変更に伴い、C2社員が担当する業務に係る受注関連業務を担当していたA4の業務内容が変更されるとして、団交を申し入れた。会社は、C2社員の営業担当区域が変更されてもA4が行う業務内容は変わらないので、労働条件の変更はないとしてこれを拒否した。
- (11) 昭和63年8月1日、A4は、同日付けで、工業用潤滑油第二課から大阪支店リーセール部門業務課（以下「リーセール業務課」という）へ配転になった。同課では、A4を含め、課員4名となったが、平成元年6月に定年退職を迎える者が1名おり、その者が同年4月から入社しなくなる予定であった。

この配転は、大阪支店で処理していた受注関連業務を会社大阪油槽所において処理することとした（以下、同業務を担当する部署を「大阪C

OB」という) ことに伴い、主たる業務が受注関連業務であったA4の業務量が少なくなるため行われたものであった。

- (12) 昭和63年8月2日、前記(11)の配転に伴い、A4の配属先のリーセール業務課課長B8(以下「B8課長」という)は、A4に、業務内容を記載した、手書きによる職務明細書(後記(27)記載の別表(1))参照、以下「職務明細書A」という)を渡した。支部は会社に対し、職務明細書Aについて、手書きであるので正式なものではない旨抗議し説明を求めたところ、会社は、正式な職務明細書である旨述べた。これ以降、職務明細書Aを正式なものであるとする会社と、正式なものでないとする支部の主張は、常に平行線をたどった。

職務明細書について会社は、作成の手引において次のとおり定めている。①現任者(担当者のことをいう)が職務内容を記入し、②上司が、現任者の作業条件等について記入し、両者が内容について確認するため、署名をする。③ただし、新しい職務について日が浅い場合には、上司が全て記入する。

なお、同年9月5日、支部は、この配転にかかる団交拒否が不当労働行為にあたるとして、当委員会に対し、救済申立て(昭和63年(不)第54号事件)を行った。当委員会は、申立人のこの点についての申立てを平成4年8月7日付けの命令(昭和63年(不)第53号及び同年(不)第54号合併事件)において棄却した。

- (13) 昭和63年9月6日、B8課長は、A4に対し、電話応接の時には、「モバイルエフワンのモバイルです」とあいさつするよう命じた。同月9日、支部は、この業務命令については付加業務であるとして団交を申し入れたが、会社は、団交事項ではないとして、これを拒否した。

- (14) 昭和63年10月7日、17日及び20日、B8課長は、A4に対し、顧客を登録するための書式への記入及びCOSに入力する業務等を行うよう命じた。A4が、業務命令の根拠を尋ねたところ、B8課長は、職務明細書Aの第9番の項目(以下「職務明細書A9番」という)に基づくものである旨答えた。

また、同時期、B8課長は、A4に対し、A4と同じ課の従業員C3某(以下「C3」という)の業務のうちCOS入力に関する業務を「C3さんが休んだ時に困るので、覚えておいてください」として、行うように指示した。A4は、C3の担当であるからしないと主張し、一度も行わなかった。

- (15) 昭和63年10月24日、B8課長は、A4に対し、朱書きで訂正された書類を清書するよう命じた。A4が、業務命令の根拠を尋ねたところ、B8課長は、職務明細書A9番に基づくものである旨答えた。A4は、職務明細書Aの表記が不明確である旨抗議したので、B8課長は、詳しいのを作る旨述べた。

また、同月31日、B8課長は、A4に対し、COSからセールスレポ

- ートを打ち出すよう命じた。A 4 が、業務命令の根拠を尋ねたところ、B 8 課長は、職務明細書 A 9 番に基づくものである旨答えた。これに対し A 4 が、職務明細書 A に明示していないのでやらない旨述べたのに対し、B 8 課長は、業務の一つなので行うよう命じた。
- (16) 昭和63年11月17日、B 8 課長は、A 4 に対し、取引先が発行している情報誌をファイルするよう命じた。A 4 が、業務命令の根拠を尋ねたところ、B 8 課長は、職務明細書 A 9 番に基づくものである旨答えた。A 4 が「今までは誰がファイルしていたのか」と尋ねたところ、B 8 課長は「今回からあなたの業務としてファイルしてください」と述べた。
- (17) 昭和63年11月25日、リーセール業務課と隣接する別の課で、課員が誰もいなかったときに電話が鳴ったので、B 8 課長は、A 4 に対し、その電話をとるように、強い調子で言った。A 4 は、B 8 課長に、気付いたものがとるべきである旨抗議した。
- (18) 昭和63年12月13日、支部は、事務折衝において、会社に対し、A 4 の同年8月1日付け配転について団交を申入れた。会社は、「団交の議題が抽象的すぎるので、何を問題にするのかを具体的にあげるように。それを見てから団交の開催について検討する」旨述べた。
- (19) 昭和63年12月15日、B 8 課長は、A 4 に対し、売上表のチェックをするよう命じた。A 4 が、業務命令の根拠を尋ねたところ、B 8 課長は、職務明細書 A 9 番に基づくものである旨答えた。
- 翌日、支部は、事務折衝において、会社に対し、「職務明細書 A 9 番の項目に基づく業務命令が多すぎる。団交を拒否するなら事務折衝で説明せよ」旨述べると、会社は「①職務明細書に書いていないことを上司が指示してもおかしくない。②業務命令は協議事項ではない」旨答えた。
- (20) 平成元年1月10日、B 8 課長は、A 4 に対し、コンピュータから打ち出されたリストのチェックを行うよう命じた。これに対し A 4 は、「リストのチェックは、リストを最初に受け取る総務でやることである」旨述べ、この業務命令を拒否した。
- (21) 平成元年1月12日、B 8 課長は、A 4 に対し、A I M と C O S のスイッチを切って帰るように命じた。A 4 が、「切ったことがない。私が切り忘れたら誰が責任をとるのか」と B 8 課長に尋ねたところ、C O S だけ切ってくださいと述べた。
- (22) 平成元年1月19日、B 8 課長が、A 4 に対し価格変更通知の清書を命じたところ、A 4 は「職務明細書 A 9 番の指示が頻繁にあることを問題として団交要求している。組合は、団交要求に対する会社の返事をもっていない」、「B 8 さんもいい加減な職務明細書だと前にいっていただけないのか」旨述べた。これに対し、B 8 課長は「そんなことは言っていない」旨述べた。
- (23) 平成元年1月30日、B 8 課長は、A 4 に対し、C O S から売上表を打ち出すよう命じた。A 4 が業務命令の根拠を尋ねたところ、B 8 課長は

「7番のAIMの関連」と答えた。A4は「AIMとCOSでは操作が違う」と述べたところ、B8課長は、「上司の指示に従ってください」と述べた。

同日、この件に関する事務折衝において、支部は会社に対し、上記の命令の撤回を要求したが、会社は拒否した。このためA4は、組合指令により、B8課長に、本業務命令の内容の説明を求め、会社からの説明を組合に報告した。しかし、この説明の20分後に、B8課長は「この業務は、やってしまった」旨述べた。

- (24) 平成元年1月31日、B8課長は、A4に対し、COSの関連で計算業務を手伝うよう命じた。前日に、B8課長から、COSから売上表を打ち出すことはA4が行い計算業務はC3が行う旨説明を受けていたA4は、「計算業務は、C3がやると言ったはず」と言ったが、B8課長は、「業務命令です」と述べた。支部は会社に対し、この件についての業務折衝を申し入れたが、会社は、「当然やらなくてはならないことであるし、従来から同じことを言っているため、繰り返しになるので事務折衝はしない」として、これを拒否した。
- (25) 平成元年2月1日、B8課長は、A4に対し、2月のスケジュールをコピーし、大阪支店内の各部署に配るよう命じた。A4はなぜ自分に命じるのかを尋ねたところ、B8課長は「前にもやってもらっている。業務命令である」旨答えた。
- (26) 平成元年2月2日、支部は、事務折衝で、会社に対し、A4に対する業務命令の件で団交を申し入れたが、会社は、業務命令については、一々団交で合意する必要がないので団交はしないとして拒否した。それ以後、同月3日、6日、7日、8日、10日、13日の各日に、支部は会社に対し、事務折衝を申し入れたが、会社は「今はする必要がない」、「事務折衝の具体的な内容を明らかにすれば考えるが、そうでなければ時間の無駄である。業務のことは、仕事だからやって当然である」として、拒否した。
- (27) 平成元年4月3日、前記(11)記載のとおり、同日から業務課員が3名となったことに伴い、B8課長はA4に、タイプ打ちされた職務明細書(別表(2)参照、以下「職務明細書B」という)を手渡した。

別表(1) 職務明細書A

目的 Administration Coordinatorの指揮、監督のもとに大阪支店リーセール営業活動に付帯する業務を行う。

職責

1. 代理店及び関連顧客からの電話の応接。
2. 承認済みRE8Sにつき次の所定手続を行う。
 - (1) COS VDT (端末機)に新設、追加、変更、廃止をInputする。
 - (2) 関係出荷場所へCopyを一部送付する。
 - (3) Billing Sectへ所定部数を送付する。
3. 代理店からの注文受理と関係出荷場所への出荷手配及びそれに付随する業務を行う。
4. メインコード、サブコード訂正等に要する照会書(訂正依頼)を関係出荷場所へ送付する。
5. 毎月5日までに顧客リストに基づき、性状分析表をタイプ室に依頼し、照合及び支店印を押印の上、関係代理店へ送付する。
尚、上記顧客リスト以外にセールススタッフより要請があれば迅速に対応する。
6. 毎月10日までに、本社から送付されて来るコンピューター・レポート(勘定明細書、月間集計請求書、プライスマスター、等)を適確にファイルし、保管する。
7. AIM関連
 - (1) AIM VDT (端末機)を操作の上、次の情報をOutputし、Printoutする。
 - a) Daily Sales by Product/Sect/SA/Agent/S.S.
 - b) Monthly Sales by Product/Sect/SA/Agent/S.S.
 - c) PC機能(マルチプラン、日本語ワープロ等)
 - (2) Administration Coordinatorの指示により必要DataをInputし、Printoutする。
8. 以上の職責の外、Administration Group内の担当者が休暇、病気その他で休んだ場合は、相互に職務を代行し補充する。
9. その他、Administration Coordinatorの指示による業務を適宜遂行する。

別表(2) 職務明細書B

<u>目的</u>	Administration Coordinatorの指揮、監督の下、大阪支店リーセール営業活動に付帯する以下の業務を適確に、且つ、Due Dateを遵守して遂行する。	
<u>職責</u>		時間の割合%
1.	代理店及び関連顧客からの電話に対する速やかな応接。	10
2.	RE8、RE8Sにつき、以下の所定手続。	10
	(1) COS端末へのInput	
	(2) 関係部門へのDistribution	
3.	代理店からの注文受理と出荷手配、及び問い合わせの処理。	10
4.	JRクーポンセールス勘定の会計処理。	10
5.	性状分析表の手配及び作成。	10
6.	Administration Groupで管理しているDocumentのFile/保管	10
7.	AIM/COS/PC (マルチプラン、ワープロ) 関連	20
	(1) P. P. Entry in AIM.	
	(2) Daily Sales/Monthly Sales DataのOutput/Print out.	
	(3) COS:AllocationのInput, Daily SalesのOutput/Print out.	
	(4) PC (マルチプラン、ワープロ) 機能の有効利用。	
8.	Credit Card関連。	5
	(1) 新規/追加/紛失/盗難に関する必要手続。	
	(2) 定期更新時の手続。	
9.	Customer Master maintenance/Review.	5
	適時及びPeriodical Reviewに際しての手続。	
10.	その他、必要に応じ上司の指示する業務の遂行。	10
		100

(28) 平成元年4月4日、18日、21日、同年5月2日及び9日、支部は会社に対し、「職務明細書Aの件も協議中であるにもかかわらず、業務がさらに増やされている」として、「職務明細書Bに基づく労働条件変更の件」についての団交を申し入れた（以下「4月4日付け団交申入れ」という）が、会社は、「職務明細書Bによって労働条件の変更は生じない。労使の協議事項ではない」として、これを拒否した。

(29) 平成元年5月9日、会社が、A4に対し、職務明細書Bに署名して提出するよう指示したところ、同人は組合と相談の上、提出を留保する旨述べた。同日、支部は会社に対し、「5月9日付けA4組合員に対する職務明細書Bへの署名強要の件」についての団交申入れを事務折衝で行い、団交要求書を渡そうとした（以下「5月9日付け団交申入れ」という）が、会社は、応じなかった。しかし、翌日の事務折衝で、会社は団交要求書を受け取り、後日返答する旨回答した。

(30) 平成元年5月30日、会社は、事務折衝で、5月9日付け団交申入れに関して、「職務明細書の件は上司に言うべきである。また、職務明細書Bへの署名は、人事管理上の社内規定に基づく手続きであり、労使協議事項ではない。署名がなくても有効なので、署名して戴けなければそれで結構である」旨述べ、これを拒否した。その後、会社は、A4に、職務明細書Bへの署名を求めることはなかった。

なお、A4は、その後の職務遂行にあたり、時間外労働を行ったことはなかった。

(31) 大阪支店には、郵便物の発送及び収受の業務を行う郵便室があり、私的なものであっても、利用者が費用を負担すれば、業務に支障のない限り、その利用が認められていた。

昭和61年10月3日、B2支店長代理は、発信者不明の郵便物を見つけ、発信者を捜したところ、同月6日、A4が発信したことを認めたので、B2支店長代理ら3名は、次長室でA4に対し、封筒の中身が不明であるので開封するよう求めた。しかし、A4とのやりとりから組合文書であることがわかったので、開封させることはなく、会社が保管した。

後日、支部と会社との間に団交が数回持たれ、会社は「組合の文書を会社の費用を使って送ることは以前から禁じている。この点を改めるなら文書は返還する」と述べた。これに対し支部は、会社費用で組合文書を送付し続けると主張した。

会社は、当文書については保管する意味がないとして、支部に返還した。

7 大阪支店統廃合後におけるA2の業務について

(1) 昭和61年4月16日、B4課長は、A2に対し、勘定照合等の業務を行うよう命じ、同業務についての説明を行った。支部は、労働強化であるとして団交を申し入れたが、会社は、協議事項でないとして、これを拒否した。

(2) 昭和61年8月28日、B4課長は、A2に対し、同年10月21日の伊東研修に出席するように命じた。A2は、小さい子供がいるので出席できない旨述べたが、同月20日、再度、B4課長はA2に、伊東研修に出席するように命じた。しかし、同人は、参加しなかった。

同月30日、支部は、事務折衝において、A2に対する伊東研修への出席命令について、会社に謝罪等を求め、抗議を行った。

(3) 昭和62年2月10日、B4課長は、A2に対し、ワープロを使って集計表を清書するように命じた。A2は、ワープロで集計表を清書することについては、支部は承諾していないとして拒否した。

(4) 昭和62年3月7日、B7課長は、A2に対し、COSのパスワードの変更を命じた。同月24日、この件について支部は、労働強化であるとして、抗議するとともに団交申し入れを行ったが、会社は、これを拒否した。

(5) 昭和62年5月20日、同年6月3日及び18日、会社は、A2に対し、新製品の受注関連業務を行うよう命じた。A2は、組合指令により、同年7月24日からこの受注関連業務を行った。

(6) 前記6(6)記載のC1社員の異動に伴い、A2の担当していた業務の量が減ったことで、昭和62年8月19日、支部は、事務折衝において、同人の労働条件の変更が生じたが、これについての事前協議が行われていないとして団交を申し入れた。会社は、「A2の業務量は減るが、労働条件にほとんど変更はない。よって、この点については支部と協議する必要はない」としてこれを拒否した。

(7) 昭和63年8月1日、会社は、A2を工業用潤滑油第一課から工業用製品販売部門業務課へ配転した。この配転により、A2は、それまで主に担当していた受注関連業務からはなれることになった。

(8) 昭和63年8月初旬、上司のB7課長が「大阪COBへの移行が完了していないラッパーフィルムについて、その移行がうまくいくまで協力してほしい」と指示したところ、A2は「私は受注関連業務からはずれると言われている。私に言うのはおかしい」旨述べた。

(9) しかし、昭和63年8月29日、同年9月30日付けで退職予定のB7課長が不在の時に、B4課長がラッパーフィルムの受注関連業務をA2に指示したところ、同人はこれに従った。

同年9月8日、A2が、B4課長に、ラッパーフィルムの受注関連業務は私の仕事ではないので、今後はしない旨述べたところ、同課長は「9月19日の週には新しい課長も出てくるので、それまで協力してほしい」旨述べた。

(10) 昭和63年9月16日、支部は、同年8月1日付けのA2の配転及びそれに基づく業務変更について団交申し入れを行ったが、会社は、配転は人事管理上の問題であるとして、これを拒否した。

(11) 昭和63年10月17日、B4課長が支店長代理に昇格し、新たに工業用製

品販売部門業務課課長にB 9（以下「B 9 課長」という）が就任していたが、この両名が、A 2 に、配転後初めて同日付けの職務明細書を示し、業務内容の説明を行った。同月20日、支部は、A 2 の業務内容について、団交を申し入れた。平成元年1月25日に、団交が開催され、支部は会社に対し、A 2 の労働量が増え労働過重になっている等として説明を求めたが、会社は「担当業務量からみて、時間内に十分終われる。人事管理上の問題である旨、過去に十分説明したので、以後この件で団交はしない」と述べた。

- (12) 平成元年2月、B 9 課長は、A 2 に対し、社内誌を配るよう指示した。また同年3月8日、工業用製品販売部門販売促進課課長B 10が、「異例なことではあるが、受注関連業務を行ってください」と指示した。しかしA 2 は、いずれも拒否した。

8 支部の請求する救済内容

支部が請求する救済内容の要旨は、次のとおりである。

- ① 大阪支店統廃合の撤回
- ② A 1 のモービルクラブに関する業務内容を具体的に明示すること
- ③ A 4 の職務明細書Bについて、4月4日付け団交要求及び5月9日付け団交要求に対し、誠意を持って応じること
- ④ A 4 に対する職務明細書Bへの署名強要の撤回
- ⑤ A 4 の業務内容（昭和63年8月1日付けリーセール業務課への配転以降のもの）を具体的に明示すること
- ⑥ A 4 に対し、威迫して業務を行わせないこと
- ⑦ 大阪支店統廃合以降、事務折衝及び団交を拒否した上で申立人組合員に対して出された業務命令を撤回すること
- ⑧ 申立人組合員の業務内容を変更する場合には、申立人組合と協議すること
- ⑨ 申立人組合員の業務変更に関する事務折衝に応じること
- ⑩ 上記に関する事並びに昭和63年8月1日付けA 4 及びA 2 の配転に伴う業務変更についての団交拒否に関する謝罪及び誓約の文書を全事業所に掲示するとともに同内容を社内報に掲載すること

第2 判 断

1 大阪支店の被申立人適格について

(1) 当事者の主張要旨

ア 支部は、次のとおり主張する。

大阪支店は、申立人と長年にわたって団交を行い、労働条件を決定し、人事について重大な影響力ないし支配力を有していることからすれば、労働組合法第7条の「使用者」に該当し、被申立人適格を有する。

イ 会社は、次のとおり主張する。

大阪支店は、大阪地労委昭和61年（不）第10号事件並びに63年（不）

第53号及び同年（不）第54号併合事件の命令で支店に対する申立てが却下されていることから明らかなように、労働組合法上の「使用者」には該当しない。

(2) 当委員会の判断

救済命令の名宛人とされる使用者は、不当労働行為を禁止する労働組合法第7条の規定にいう使用者であり、かつ、同法第27条に規定する義務を負担し、これを果たしうる権能を有すべきことから、法律上独立した権利義務の帰属主体であることを要すると解すべきである。

しかるに、大阪支店は会社の構成部分に過ぎず、法律上独立した権利義務の帰属主体とは認められない。したがって、同支店に対する本件申立ては、却下する。

2 大阪支店統廃合について

(1) 当事者の主張要旨

ア 支部は、次のとおり主張する。

昭和61年3月1日付けで強行された大阪支店統廃合により、支部三役全員が配転された。大阪支店統廃合は、組合潰しを目的としてなされた不当労働行為である。

イ 会社は、次のとおり主張する。

本件申立ては、大阪支店統廃合から1年以上経過した後になされており、申立期間を徒過したものとして却下されるべきである。また、大阪支店統廃合は、会社の経営専権事項の問題であり、会社が自由に行えるもので、組合との協議を要するものではない。

(2) 当委員会の判断

前記第1.2(5)認定のとおり、本件申立ては、大阪支店統廃合が行われた昭和61年3月1日から1年以上経過後の、平成元年8月19日に行われていることから、この点に関する支部の申立ては申立期間を徒過したものとして労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

3 A2及びA4の業務変更に関する団交拒否について

(1) 当事者の主張要旨

ア 支部は、次のとおり主張する。

会社は、A2及びA4の昭和63年8月1日付け配転にかかる業務変更に関する支部の団交申入れを拒否している。

イ 会社は、次のとおり主張する。

大阪地労委昭和63年（不）第53号及び同年（不）第54号併合事件と二重の申立てであり、却下すべきである。

(2) 当委員会の判断

前記第1.6(18)並びに7(10)及び(11)認定のとおり、支部は、昭和63年12月13日にA4の同年8月1日付け配転について、同年9月26日にA2の同年8月1日付け配転及びそれに基づく業務変更について、同年10月20日にA2の業務内容について、それぞれ団交を申し入れたことが認

められるが、これらはいずれも実質的に同年8月1日付けでなされたA4及びA2の配転（以下「本件異動」という）を議題とするものと解される。

ところで本件異動については、前記第1.6(12)認定のとおりこれを議題とする団交応諾を求めて、昭和63年（不）第54号事件として申立てがあり、当委員会は平成4年8月7日付けで申立てを棄却する命令を発している。

したがって本件申立ては、上記の申立てと同一の内容のものであり、新たに判断を行う余地がないので、却下する。

4 A1のモービルクラブに関する業務内容について

(1) 当事者の主張要旨

ア 支部は、次のとおり主張する。

昭和61年3月27日、会議の席上、B6課長はA1に対し、同人の業務からモービルクラブの業務が外れると説明した。にもかかわらず、会社は、昭和62年2月以降、A1に、モービルクラブ業務を命じている。これは、A1に屈服感を与え、組合の団結破壊を狙った、不当な業務命令であり、同行為は不当労働行為である。

イ 会社は、次のとおり主張する。

A1は庶務事務を担当しており、庶務事務の一環として位置付けているモービルクラブ業務を必要に応じて指示しても、何等労働強化ではなく、不当労働行為とはなりえない。

なお、会社は、モービルクラブ業務の業務負担が少なくなるとの趣旨の説明はしたが、同業務が、全く無くなるとは言っていない。

(2) 不当労働行為の成否

ア 昭和63年8月18日以前の会社の行為に関する申立ては、同日から1年以上経過した後の平成元年8月19日に行われているので、申立期間を徒過したものとして労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

イ 昭和63年8月19日以後の会社の行為についてみると、前記第1.4(1)イ認定のとおり、それ以前の61年3月27日、会議の席上、B6課長が、A1に「モービルクラブの事務局からはずれる」旨発言していることが認められる。

ところで、本件モービルクラブ事務局業務のうち、役員改選の投票箱を机の上に設置すること並びに活動クラブに関する報告書の受け及び催しものの参加の受けを行うことは補助的業務であり、同時に庶務的業務であるとみて差し支えなく、加えて前記第1.4(1)ウ及びエ認定のとおり、B6課長の前記発言の後の62年1月28日に、A1が、特段の異議を述べることなくモービルクラブの役員改選の投票箱を自分の机の上に置いたこと、同様に、同年2月、モービルクラブの役員会にも参加していることが認められる。

してみれば、B 6 課長の発言の趣旨は、A 1 をモバイルクラブに関する主要な業務の担当者からはずすということであって、補助的業務を含めてモバイルクラブ業務の全てからはずすということではなかったものと解される。

以上から、平成元年 1 月 13 日に、会社が、A 1 に対し、モバイルクラブの役員改選の投票箱を机の上に設置するように命じたことには相当の理由があり、また、このような、補助的・庶務的業務を職務明細書に記載することなく命じたとしても不当とは言えず、さらに、この命令が組合の団結破壊を企図して出されたものであるとも認められない。

よって、この点に関する支部の申立ては、棄却する。

5 A 4 に対する業務命令及びそれに関する団交拒否について

(1) 職務明細書 B に関する団交拒否等について

ア 当事者の主張要旨

(ア) 支部は、次のとおり主張する。

① 職務明細書 B により、会社が、A 4 の業務を一方的に変更したことは、不当労働行為である。また、この業務変更について、支部が行った 4 月 4 日付け団交申入れを、会社が拒否したことは、不当労働行為である。

② 平成元年 5 月 9 日、会社が、A 4 に対し、職務明細書 B に署名するよう強要したことは、不当労働行為である。

また、署名強要について、支部が行った 5 月 9 日付け団交申入れを会社が拒否したことは、不当労働行為である。

③ 上記一連の行為は、昭和 63 年 9 月 5 日、支部が大阪地労委に不当労働行為救済申立てを行ったことに対する報復として行われたもので、労働組合法第 7 条第 4 号に該当する不当労働行為である。

(イ) 会社は、次のとおり主張する。

① 職務明細書 B により、A 4 に命じて業務内容は、従来の A 4 の業務内容とほぼ変わらないものであり、また、その業務量も過重となっていない。したがって、職務明細書 B により業務変更を行ったことは、A 4 を不利益に取り扱うものではなく、この点に関する団交の必要もない。

② 職務明細書の署名欄に、現任者が署名するよう内規で決められており、これに従っただけで強要などしていない。

A 4 の署名拒否後は、署名がなくても職務明細書は有効と説明しており、A 4 には署名を求めている。

イ 不当労働行為の成否

(ア) 前記第 1. 6 (27) 認定の別表 (1) 及び (2) によると、職務明細書 A に比して、職務明細書 B で減った項目は、「4 メインコード、サブコード訂正等に要する照合書 (訂正依頼) を関係出荷場所に送付

する」及び「8 以上の職責の外、Administration Group内の担当者が休暇、病気その他で休んだ場合は、相互に職務を代行し補充する」であり、職務明細書Bで増えた項目は、「4 JRクーポンセールス勘定の会計処理」、「8 Credit Card関係」及び「9 Customer Master Maintenance/Review.」である。これら増えた項目は、いずれも営業活動に付帯する事務処理的な業務であると解され、その意味で従来A4が担当していた職務と性質と同じくするもので、これらA4の職務の目的である「Administration Coordinatorの指揮、監督の下、大阪支店リーセール営業活動に付帯する業務を行う」の範囲のものと考えられる。

また、職務明細書Bにより、どの程度、業務量が増加するかについての支部の疎明はなく、職務明細書Bの担当業務の項目の「時間の割合」から、業務処理に要する時間を総合的に判断すれば、業務量が特段増加したとは認められない。なお、職務明細書Bが出された後、A4が業務を遂行するにあたり時間外労働を行っているという事実がないことから、このことが窺われる。

ところで、賃金、労働時間、休日、休暇といった主要な労働条件の変更はもちろんのこと、労働の内容、密度、方法といった労働条件の変更も原則として義務的団交事項となるが、ひとしく労働条件といっても、その職務内容が従来のを超えるものではなく、またその変更によって労働の過重をもたらさない軽微なものであるときは、必ずしも義務的団交事項には当たらないと解するのが相当である。

そこで本件について見るに、会社は、A4の業務を変更する際、変更の内容についての説明をしていないことから、支部が、明確な説明を求めようとすることは、理解できないことではない。しかし、前記のように職務明細書BによりA4の職務範囲の項目が増えたとしても、それが従来職務範囲を超えず、またそれによって過重労働を強いる結果となったことは認められないのであるから、職務明細書Bにより業務変更を行ったことは不利益取扱いとはいえず、また、この件に関し、会社が団交に応じなかったとしても、不当労働行為とはならない。

よって、この点に関する支部の申立ては棄却する。

- (イ) 次に支部は、A4に対し、職務明細書Bへの署名を強要したこと及びこれについての団交を拒否したことは、不当労働行為であると主張する。しかし、会社がA4に対し、職務明細書Bに署名をするよう指示したことは会社の社内規程に基づく手続きに過ぎず、また、この手続きが本人に不利益を強いる不当なものとは解されない。

前記第1.6(30)認定のとおり、A4が署名を拒否した後、会社

は、再び同人に署名を求めることもなかったのであるから、職務明細書に署名を求めたことは、署名を強要したとまではいえず、したがって、不利益取扱いの不当労働行為ということとはできない。また、会社の指示は、義務的団交事項にあたるためとはいえないため、この件に関し、会社が団交に応じなかったとしても、不当労働行為とはならない。

よって署名を指示したこと及びこれに係る団交拒否に関する支部の申立ては、棄却する。

(ウ) なお、前記(ア)及び(イ)判断のとおり、本件申立てに関する会社の行為は、いずれも不利益取扱いではないことから、これら会社の行為は、支部が行った昭和63年9月5日付け不当労働行為救済申立てに対する労働組合法第7条第4号にいう不当労働行為に当たらない。

(2) A4の昭和63年8月1日付け配転後の業務内容について

ア 当事者の主張要旨

(ア) 支部は、次のとおり主張する。

昭和63年8月1日、リーセール業務課へのA4の配転が強行され、翌日、B8課長は、A4に対し、手書きの職務明細書Aを渡した。

これ以降、会社は、A4の組合活動を嫌悪して、職務明細書Aに具体的に明示することなく、第9項目「Administration Coordinatorの指示による業務を遂行する」を根拠に、不当な業務命令を乱発し、支部の団結破壊を狙った不当労働行為を行っている。

(イ) 会社は、次のとおり主張する。

A4が、リーセール業務課において担当すべき業務については、職務明細書AないしBにおいて、出来る限り明らかにしており、上司が部下に対し労務指揮権を行使するのは当然である。また、会社は、業務命令を乱発したことはない。

イ 不当労働行為の成否

前記第1.6(27)認定のとおり、昭和63年8月1日、リーセール業務課への配転後のA4の業務内容については、職務明細書A及びBに、その主要なものが記載され、その末尾にそれぞれ、第9項及び第10項として「必要に応じ、上司の指示による業務を遂行する」旨項目があるが、すべての業務内容の細目まで具体的にあらかじめ定めておくことは困難な面があることから、このような項目を設けることも、通常よく行われているところである。

前記第1.6(14)、(15)、(16)、(19)及び(22)認定のとおり、実際にこの項目を根拠として発された業務命令は、顧客を登録するための書式への記入、COSからのデータ打ち出し、情報誌のファイル等であり、これらは、職務明細書で与えられたA4の職務の範囲(Aministration Coordinatorの指揮、監督のも

とに、大阪支店リーセール営業活動に付帯する業務を行う) から逸脱するものとはいえない。また、これらの業務命令により、どの程度、業務量が増加するかについての支部の疎明はなく、これらの業務命令が、A 4 に対し、従来より著しく過重な負担を強いるものとまで断じることとはできない。

確かに、会社の業務の指示の仕方をみるに、前記第 1. 6 (23) 認定のとおり、業務命令を A 4 が保留したことにより、命令を受けた A 4 には知らせることなく当該業務を遂行するというような、必ずしも適当とは言えない対応が見られないではないが、上記の理由により、これらの業務命令が、団結破壊を企図して、ことさら A 4 に対して乱発されたものであるとまではいえない。したがって、この点に関する支部の申立ては、棄却する。

(3) B 8 課長の A 4 に対する強迫等による業務強要について

ア 当事者の主張要旨

(ア) 支部は、次のとおり主張する。

昭和63年11月25日、リーセール業務課に隣接する別の課の電話が鳴っていた時に、B 8 課長は、業務課員である A 4 に対し、電話をとるよう語気荒く命令し、強迫等を行った。この会社の行為は、組合員を会社に屈服させることで、支部の団結破壊を狙った不当労働行為である。

(イ) 会社は、次のとおり主張する。

B 8 課長が、A 4 に対し、電話をとるよう命令したことは認めるが、団結破壊を企図して行ったものではない。

イ 不当労働行為の成否

前記第 1. 6 (17) 認定のとおり、昭和63年11月25日、B 8 課長が、A 4 に対し、電話をとるよう強い調子で言ったことが認められる。しかし、通常、所用等で課員全員が不在の時に電話がかかってきた場合、別の課の課員が電話をとり、これに応接することは、よく見られることである。これをしなかった A 4 に対し、B 8 課長が強い調子で言ったとしても、電話応接という業務の性質上、すばやく応接することを求めたもので、それをもって強迫があったとか、団結破壊を企図した不利益取扱いがあったとはいえない。

よって、B 8 課長の言葉には、強迫等の事実があったとは認め難いことから、この点に関する支部の申立ては、棄却する。

6 大阪支店統廃合後における業務命令及び業務変更について

(1) 当事者の主張要旨

ア 支部は、次のとおり主張する。

会社は、昭和61年3月1日付けの大阪支店統廃合以降、A 1 ら 4 名に対し、支部との協議を経ない不当な業務命令を次々と発した。これら不当な業務命令の乱発は、支部の団結破壊を企図した不当労働

行為である。

また、会社が、申立人組合員の業務を変更するに際し、事前に支部と協議しないことに加え、業務命令により一方的になされた業務変更について、支部が申し入れた事務折衝にて応じないことは、不当労働行為である。

イ 会社は、次のとおり主張する

- ① 会社は、従業員と労働契約を締結することにより、日常の従業員の労務、業務等に対する指揮命令権を有する。会社の発した業務命令は、労務指揮権に基づく正当なものである。
- ② 従業員が行うべき業務は、日常の労務遂行の中で業務命令により特定されることになる。業務命令による業務内容の特定は、労働条件の変更に該当するものではないので、業務命令を発するに当たり、団交を経る必要はない。また、会社と支部との事務折衝が労働組合法第7条第2号により保護される団交に当たらないことは、平成4年8月7日付け大阪地労委命令により認められているところである。

(2) 不当労働行為の成否

ア 会社が組合員に対して行った業務命令のうち、前記第1.3(2)、(3)、(5)ないし(7)、4(2)アないしコ、5.6(1)ないし(10)、7(1)ないし(5)認定のものは、いずれも昭和63年8月18日以前に発せられたことが認められる。これら業務命令については、発せられた日から1年以上経過した後の平成元年8月19日に本件申立てが行われているので、この点についての支部申立ては、申立期間を徒過したものとして、労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

イ 昭和63年8月19日以降になされた第1.6(13)、(20)、(21)、(24)、(25)、7(8)及び(12)認定の業務命令について検討する。

同期間内になされた業務命令は次のとおりである。

(A4に対して)

- ① 昭和63年9月6日、電話の応接で、モービルエフワンとあいさつすること。
- ② 平成元年1月10日、コンピュータから打ち出されたリストのチェックを行うこと。
- ③ 平成元年1月12日、終業時にA I MとC O Sの電源を切って帰ること。
- ④ 平成元年1月31日、C O Sの関連で計算業務を行うこと。
- ⑤ 平成元年2月1日、2月のスケジュールをコピーして配ること。

(A2に対して)

- ① 昭和63年8月初旬、大阪C O Bに受注関連業務の移行が完了するまで、ラッパーフィルムの受注関連業務を行うこと。
- ② 平成元年2月、社内誌を配ること。
- ③ 平成元年3月8日、受注関連業務を行うこと。

A 4 に対する業務命令は、いずれも「大阪支店リーセールの営業活動に付帯する業務」の範囲内であり、前記第 1. 6 (27) 認定の別表(1) のとおり、職務明細書の目的及び職責 1 ないし 9 の何れかに該当するものであるとともに、時間内で十分遂行可能なものであったことが認められる。

A 2 の①及び③の受注関連業務については、前記第 1. 7 (7) 及び(8) 認定のとおり、大阪 COB へ受注関連業務の移行が完了するまでの、応急的な業務であったこと、また、昭和 63 年 8 月 1 日付け配転以前に A 2 が担当していた業務であり、同人には処理が可能であったこと、さらに、同人が拒否してからは、格別、命令もしていないことが認められる。

A 2 の②については、組合も、平成元年 2 月の 1 回以外には指摘しておらず、特段の業務負担を伴ったものとは考えられない。

以上のとおり、会社の発したこれらの業務命令は、A 4 及び A 2 の通常の業務の範囲を超えて両人の業務内容を変更するものとも乱発されたものともいえないことから、不当労働行為とは認められない。

よってこの点に関する支部の申立ては、棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条並びに労働委員会規則第 34 条及び第 43 条により、主文のとおり命令する。

平成 6 年 12 月 12 日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟